

JR東海は改正高齢法の趣旨を尊重し、希望者全員の65才までの雇用を保障せよ！ 10月26日付けの東京新聞が、改正高齢法を巡る法案についての問題点を指摘！

東京新聞 2012.10.26

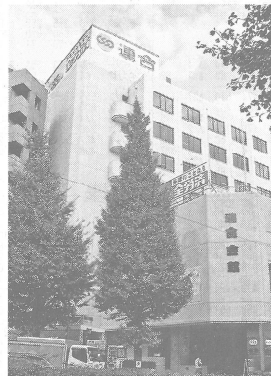
(第3種郵便物認可)

ワーク&ライフ

労働法改正 現場の声遠く

審議会、連合のみが代表

「正社員で六十歳まで」といった従来の働き方が変わる中、先の国会では労働関係の法改正が相次いだ。派遣切り、雇い止めに歯止めをかけ、高齢者も働けることを目指す内容だが、現場からは「まだ認識不足」との不満が漏れる。背景には、労働組合の声は必ずしも労働者のそれではない、という問題がある。(二浦耕吾)



東京都千代田区の連合本部

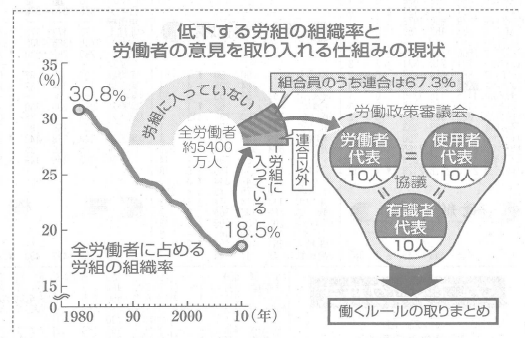
「非正規」保護が急務

先の国会では労働者派遣法、労働契約法、高齢者雇用安定法が改正された。改正派遣法は三十日以内の日雇い止めされた神奈川県は、改正労働契約法は、有期雇用の根拠が分からなくても五年を超えて連綿して働けば、無期に有期で使いたい企業に転換できるとした。改正高齢者雇用安定法は、六十五歳までは「正定法」ではなく、「準正定法」として、改正高齢者雇用安定法も継続雇用の義務に義務付けた。

だが、改正労働者派遣法は、派遣法は民主、自民、公明二党の修正合意で、明二党の修正合意で、派遣法は厚労省が示したため、大阪市の登録型派遣と製造業に住宅鉄道会社勤務の派遣を原則禁止する規定(男性)は、社規違反が削られた。改正労働契約法にも再雇用しない通告と、抜く穴がある。三ヶ月の雇用契約を七十六回繰り返された末、雇い

組織率低下、労組は少数派

だ。これでは、会社全組合員の67.3%を占めたい放題、明確な基準づくりが必要だ。加入者自体が少数派に、詰めた議論がないと批判する。いっしょに不満を突き詰めて、「現場の声が政治に届いていない」という不信感がある。国の労働政策は厚労省の労働政策審議会(労働審議会)で検討される。労働審議会は、使用者、労働者の代表計二十八人で構成、労働者代表の十人は、全員が連合系の労働組合から選ばれている。連合は労働者の日本最大の全国中央組織で、



で連合が支持する民主党政権は、野党の協力なしには法案は通せない。妥協に応じざるを得ない構造になっている。非連合系の全国一般労働組合全国協議会の平賀雄次郎委員長は「今や非正規雇用が三割を超えた。組織率の問題もある。連合だけが働く現場を代弁しているのは不合理」と話す。連合も手をこまねいてはならない。二〇一一年にパートや非正規労働者も組織化する運動方針を決定。〇三年には非正規労働者による全国ユニオン(全国ユニオン)が連合に加盟した。ただ、声をあげ上げる力は十分だ。弁護士で日本労働弁護団の宮里那雄会長は「連合は大きな組合ばかりではなく、全国ユニオンからも労働審議会委員を送ってはどうか」と言う。

非正規労働者プレカリートユニオンの清水直子書記長は「非正規労働者を守らなければ、正規の労働者もリスクにさらされる。働く者すべてに共通する目標は多いはず」と共闘を呼び掛けている。

60歳の定年を7年も前にして、「あなたは60歳以降、専任社員として雇用されません。関連会社の斡旋も行いません」という通告が行われています。これはJR東海会社で現在も進行している事実です。東京新聞の記事は労働組合の姿勢も厳しく問う内容で書かれています。法の趣旨をねじ曲げ、すきあらば労組破壊に利用しようとする会社が存在しています。今こそ、労働組合の役割がより一層に問われています。

取材班 「はたらく」取材班



ataraku@chunichi.co.jp